



人材開発支援助成金 (建設労働者技能実習コース)

の支給申請には、原則**計画届の提出**が必要です！



計画届の事前提出がなく、
助成を受けられないケースが増えています。
すべての講習を登録教習機関等で受講した
場合は計画届は不要ですが、それ以外の場合
は必ず事前に計画届を提出してください。

以下に該当する場合は、
訓練開始日の1週間前までに
計画届の提出が必要です！

✓ 自社で講習を実施

(一部を登録教習機関等で受講するケースを含む)

✓ すべての講習 (学科、実技を問わず) を

登録教習機関等以外で受講

✓ 一部の講習を登録教習機関等以外で受講

※ 登録教習機関等とは、「登録教習機関、登録基幹技能者講習実施機関、職業訓練法人又は指定教育訓練実施者」をいいます。

※ 講習を受ける先が**登録教習機関等にあたるかどうか、必ず確認**をお願いします。

※ 講習が登録教習機関等とそれ以外の機関との**共催**の場合、**計画届が必要**となるケースがあります。事前に労働局にご相談ください。



お問い合わせ先

〒781-8560
高知県高知市大津乙2536-6
高知公共職業安定所3階
高知労働局助成金センター
Tel: 088-878-5328

